

## 大学共同利用機関法人自然科学研究機構の情報公開に関する開示・不開示の審査基準

平成16年4月1日

機 構 長 決 定

大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報公開規程（平成16年自機規程第37号）第10条の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）の保有する法人文書に対し、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号。以下「法」という。）に基づく開示請求があった場合の開示・不開示の審査基準については、以下のとおり定めるものとする。

## I 開示請求に基づく開示

機構に法人文書の開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示する。

## 1. 個人に関する情報（法第5条第1号）

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益（名誉，感情などを含む。）を害するおそれがあるもの

例：職員の自宅住所・電話番号等，人事選考関係資料（氏名・履歴等），健康診断・カウンセリングの記録，懲戒処分関係情報（氏名・懲戒内容等）など  
ただし，個人に関する情報であっても，次の情報は開示する。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されているもの

例：一般に流布している職員名簿，研究者総覧，叙勲・褒章受章者名簿など

ロ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められるもの

ハ 当該個人が公務員等（国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の職員等をいう。以下同じ。）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報である場合は，当該情報のうち，当該公務員等の職及び

職務遂行の内容に係る部分

例：文書に付された職名など（氏名等の個人を特定できる部分があるときは、個人識別性のある部分を除き開示する。）

## 2. 法人その他の団体に関する情報（法第5条第2号）

法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報であって，次に掲げるもの

イ 公にすることにより，当該法人等又は個人の権利，競争上の地位，その他正当な利益を害するおそれがあるもの

例：「民間等との共同研究」等に関し，相手方から提供されたノウハウ，工事請負者施工成績一覧など

ロ 機構の要請を受けて，公にしないという条件で任意に提供されたもので，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの

また，公にしない等の条件を付すことが情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

例：企画立案の資料，アンケートの回答等で公にしないことの条件が付されたものなど

ただし，法人等に関する情報であっても，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報は開示する。

## 3. 審議，検討又は協議に関する情報（法第5条第3号）

国の機関，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，次に掲げるもの。

イ 公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

例：現在検討・審議中の委員会にかかる記録，人事選考（採用・昇任等）の記録など

ロ 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれのあるもの

ハ 特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれのあるもの

例：機種選定や仕様策定にかかる検討記録など

## 4. 事務又は事業に関する情報（法第5条第4号）

国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は

事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

例：ID・パスワード等のネットワークセキュリティ情報、毒物・劇物等の毒性・危険性等の高い物質の受払・保管に関する情報

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

例：入札前の予定価格・積算内訳書、機種選定委員会議事要旨、機構が当事者となっている訴訟に関する資料など

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

例：科学研究費補助金等申請書で採択前のもの、又は不採択のものなど

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

例：人事異動原案、人事選考（採用、昇任等）関係資料、勤務評定関係資料など

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

## II 部分開示

法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合で、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示する。

なお、個人情報のうち、特定の個人を識別できる情報が含まれている場合であっても、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別できる部分を除くことにより、個人の権利利益を害するおそれがないと認められるときは、個人識別可能部分を除い

た部分を開示する。

### Ⅲ 公益上の理由による裁量的開示

不開示情報であっても、公益上特に必要があると認められる場合には、開示するものとする。

### Ⅳ 開示請求を拒否し得る情報

開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

例：特定個人の病歴に関する情報

#### 附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。